

第8回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会ワーキング部会
意見要旨

日 時：平成23年9月9日（金） 15:00～17:00
場 所：豊玉文化会館

<出席者>

委 員 出席：11名 欠席：9名
事務局 出席：4名

<内 容>

会議次第“3. 条例名募集結果及び採択候補の選定について”

⇒ 資料1をもとに、応募件数の状況と条例名の考え方、決定方法について事務局から説明を行った。

条例名候補の選定については、候補となる条例名をワーキング部会員ごとに3つ程度選び、事務局へ報告してもらう。事務局が取りまとめた結果を、ワーキング部会の案として9月29日の第10回検討委員会で報告することで一致した。

後日、報告様式を事務局で作成し、ワーキング部会員へメールにて送信する。

会議次第“4.（仮称）対馬市市民基本条例（案）の意見交換会等の状況、意見集約について”

⇒ 資料2をもとに、パブリックコメント・意見交換会・議会からの意見を報告し、領土問題・防衛問題・対馬らしさの拡充・郷土愛の育成、NPO等活動団体の育成等についてを条例（案）へ追加するかを協議した。

三宅部会員：前文へ領土問題を、第20条へ防衛についてを追記するかどうかについてだが、この条例が対馬市のあらゆる人の生活について定めていることと本来の目的を考えれば、“中立の立場にある”条例と考えられ、この問題を内容に盛り込むことによって偏りが生じるのではないかと思う。

⇒ 修正せず、現行（案）のとおりとする。

三宅部会員：第7章“対馬らしさの追求”に、自然環境の保全や活用を規定するかどうかについて、こういった条例は具体的なものをできるだけ入れずに、漠然と定めていた方がいいと思う。市民が自ら考え、求めながら対馬らしさを追求していく方が好ましく、この条例の中で行政が定めるものではなく、具体的なことは個別の条例で定めればよいと思う。

⇒ 修正せず、現行（案）のとおりとする。

事務局：条文内に“郷土愛の育成”を盛り込むかどうかについて、この内容は生涯学習として取り組むものであり、子どものみをとらえたものではない。対馬市の重点施策（生涯学習課）の中には入っており、今後入れていく方向で検討してはどうか。現行の条例（案）

の中に、規定するとすれば、教育方針の改正の必要が出てくると考えられる。

神宮部会員：教育部門については、教育委員会に任せて、条例（案）へは入れるべきではないと思う。先程の“対馬らしさ”の例と同様に、分野ごとの指針については各部署にあるので、各々に任せ、それらを束ねる条例が（仮称）市民基本条例とすればよい。

三宅部会員：あくまで基本条例にそって方針等を定める、と考えればよい。

久和部会員：外国人の取り扱いについて、住民基本台帳法の一部改正により、永住外国人を住民基本台帳へ登録することになるが、住民投票の選挙権はどうなるのか。

⇒ 公職選挙法に基づき、選挙権は発生しない。

三宅部会長：議員・会派が行う報告会の義務付け、市が予算確保するかどうかについてだが、議員日当制の問題があったと思う。以前は他の委員・評議員と同じ報酬とされていたものが、法改正により撤廃された。この背景には、他の委員や評議会よりも活動内容が多いことがあり、政治活動・議員活動の中でその内容について報告する必要があるという理由がある。それを考えれば、あえて条例で定めなくてもよいのではないか。

⇒ 恣意的な内容になりかねないことも考えられるため、追記しない。

事務局：NPO・ボランティア団体の育成について、他の自治体の例によると、NPO・ボランティア団体はテーマコミュニティとされていて、コミュニティの中に入っている。現行（案）の中に、部分的に追加することで盛り込めないか。

⇒ 第9条（地域コミュニティの育成）を（地域コミュニティ等の育成）に修正し、第1項（ ）書き後に“及びNPO法人等”を追加する。また、第2項、第3項内の“地域コミュニティ”を“地域コミュニティ等”へ修正する。

事務局：議員からの意見について、基本的な考え方に差はなく、責務と役割の区分けが難しいこともあり、現行（案）のとおり検討委員会へあげたい。

⇒ 修正せず、検討委員会にあげることを確認した。

会議次第“5.（仮称）対馬市市民基本条例（案）の修正（案）について”

⇒ 資料3をもとに、意見を受けての修正箇所や法規担当による語句の修正について事務局から説明し、その内容について協議した。

神宮部会員：第17条の“対馬市事務事業評価委員会設置要綱”について、この設置要綱は評価委員会を設置することについての要綱であり、これに基づいて行政評価を実施するわけではなく、内容が違うと思う。

事務局：政策評価（事務事業評価）の内規はあるが、条文内に示すことはできない。条例内に定めるのであれば、最低でも告示にしなければならないのではないか。今後、評価基準・方法などを規則として作成する方向で検討し、第17条のこの部分については削除してはどうか。

三宅部会員：削除するとすれば、何に基づいて評価するのか。

事務局：要綱を作成するまでは、今行っているとおりにやっていく。

⇒ 第17条“対馬市事務事業評価委員会設置要綱（平成18年対馬市訓令第21号）の定めるところにより”部分を削除する。

神宮部会員：第18条第2項の“計画”について、行財政改革大綱を指しているのであれば“大綱”と具体的に記してはどうか。

事務局：ここでの“計画”は、“大綱”だけではなく実施計画も広く含めているので、“計画”
としたい。

三宅部会員：第16条から第18条の順序はこの順序でよいのか。

事務局：一旦、事務局にて検討させてほしい。

三宅部会員：前文について、思いを伝える大切な部分であると考えたと“である”調でない方が受け取りやすく、読みやすいので、そちらの方がよいのではないか。

事務局：同時に提案する他2条例においても、前文は“である”調であり、法規担当に確認したところ、“対馬市例規作成に当たっての作業要領”により“である”調で統一するよう指導があったので、修正する。

三宅部会員：この条例の内容を職員がよく理解して仕事をしていく必要があると思う。自ら学ぶのも必要だと思うが、特に幹部職員に対しては、今後の各種問い合わせに対する回答方向も含めて学習会を行った方がよいのではないか。

事務局：今のところは周知の方法としては、学習会の開催は検討していないが、分かりやすいパンフレットを作成することとしている。

次回ワーキング部会の日程は未定で、最終の検討委員会の結果を報告することを確認した。また、条例名の採択候補の選定については、各部会員3つ程度選定し、後日、事務局へ報告してもらう。

以上のとおりの内容で、17時に終了した。